

令和二年原子力規制委員会規則第一号

原子力規制検査等に関する規則

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行及び原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百五十五号）の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の二の二第二項及び第三項並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第六十五条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、原子力規制検査等に関する規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（法第六十一条の二の二第二項の規定による過去の評定の結果等の勘案）

第二条 原子力規制検査は、過去の法第六十一条の二の二第七項の評定の結果、原子力事業者等又は核原料物質を使用する者の保安及び特定核燃料物質の防護のための業務に係る活動（以下「安全活動」という。）についてその目的の達成状況その他の事情を勘案して行うものとする。

（法第六十一条の二の二第二項の規定による検査）

第三条 原子力規制検査は、法第六十一条の二の二第一項各号に掲げる事項の全般について、原子力施設等の種類、規模、状態その他の原子力施設等の安全上の特性に応じて通常要すべき標準的な程度において、年間を通じて行うことを基本とする。ただし、使用施設等（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものを除く。）における検査（法第六十一条の二の二第二項第三号のうの法第五十七条の二第二項の認可を受けた核物質防護規定（同項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの）に従って講ずべき措置の実施状況並びに法第六十一条の二の二第一項第四号イのうち法第五十六条の三第二項に規定する防護措置及び同号ハのうち特定核燃料物質の防護のために必要な措置の実施状況に係るものを除く。）及び核原料物質の使用に係る施設における検査は、十年に一回行えば足りるものとする。

2 前項の規定による検査において、次に掲げる劣化が認められたときは、追加の検査（次項及び第七条において「追加検査」という。）を行うものとする。

一 原子力事業者等又は核原料物質を使用する者が行う安全活動における軽微な劣化

二 原子力事業者等又は核原料物質を使用する者が行う安全活動における劣化（前号及び次号に掲げるものを除く。）

三 原子力事業者等又は核原料物質を使用する者が行う安全活動における長期間にわたる又は重大な劣化

3 原子力規制委員会は、追加検査を行うおとときは、あらかじめ、原子力事業者等又は核原料物質を使用する者に対し、第一項の規定による検査の結果並びに前項各号に掲げる認められた劣化に係る追加検査の区分及び検査事項を通知するとともに、報告すべき事項及び期限を示して、安全活動の改善状況に係る報告を求めるものとする。

4 前項の通知を受けた者は、原子力規制委員会に対し、同項の規定により示された事項を、同項の規定により示された期限までに報告しなければならない。

（原子力規制検査を行う職員の権限）

第四条 法第六十一条の二の二第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三 従業者その他関係者に対する質問

四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（安全実績指標の報告）

第五条 原子力事業者等（使用者（旧使用者等を含む。以下この条において同じ。）にあつては、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質又は防護対象特定核燃料物質の取扱いを行うものに限る。）は、工場又は事業所ごとに、四半期（各年の一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各期間をいう。）における当該工場又は事業所の安全活動に係る実績を示す指標（以下「安全実績指標」という。）を、次に掲げる領域の区分に従い、当該四半期の終了後四十五日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。ただし、第二号に掲げる事項については、各年度における安全実績指標を、当該年度の終了後四十五日以内に報告するものとする。

一 発電用原子炉施設の保安及び運転に関する領域（実用発電用原子炉に係るものに限る。）

二 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたもの（別表において「核燃料物質等」という。）の運搬、貯蔵及び廃棄に関する領域（使用者にあつては、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の取扱いに係るものに限る。）

三 特定核燃料物質の防護に関する領域（防護対象特定核燃料物質の取扱いに係るものに限る。）

（身分を示す証明書）

第六条 法第六十一条の二の二第四項の身分を示す証明書は、別記様式第一によるものとし、法第六十八条第五項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

（原子力規制検査に係る手数料の額）

第七条 令第六十五条第二項の原子力規制委員会規則で定める額は、各年度（第三条第一項ただし書に規定する検査にあつては、十年）につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。ただし、追加検査を受けようとするときは、次の各号に掲げる追加検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 第三条第二項第一号に係る追加検査 二十二万五千六百円

二 第三条第二項第二号に係る追加検査 九十六万九千円

三 第三条第二項第三号に係る追加検査 九百四十一万四千四百円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに改正法第三条の規定による改正前の法第四十三条の三の十一第一項の検査又は法第四十三条の三の十三第三項の審査（以下この項において「検査等」という。）に係る原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第一条の規定による改正前の令別表第一の三十三の項イ又は三十六の項に定める額の手数料を納付した者が、原子力規制検査を受けようとする場合（この規則の施行の際現に当該検査等に着手し、又はこれを終了している場合を除く。）には、改正法第三条の規定による改正後の法第七十五条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、別表に定める額から既に納付した額を控除した額とする。

別表（第七条関係）

番 号	区 分	金 額
一	製錬施設	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第十二条の六第二項の認可を受けたものを除く。） 法第十二条の六第二項の認可を受けたもの その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第二十二条の八第二項の認可を受けたものを除く。） 法第十二条の八第二項の認可を受けたもの その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。） 法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所（原子力船を含む。以下この項において同じ。）から搬出し ていないもの 法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したもの その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。） 法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉の炉心から取り出していないもの
二	加工施設	（一）プルトニウム若しくはその化合物又はこれらの物質の一若しくは二以上を含む物質のいずれかの物質の取扱いを行うもの （二）プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質のいずれも取扱いを行わないもの 法第二十二條の八第二項の認可を受けたもの その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第二十二條の八第二項の認可を受けたものを除く。） 法第二十二條の八第二項の認可を受けたもの その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三條の三の二第二項の認可を受けたものを除く。） 法第四十三條の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所（原子力船を含む。以下この項において同じ。）から搬出し ていないもの 法第四十三條の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したもの その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三條の三の二第二項の認可を受けたものを除く。） 法第四十三條の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉の炉心から取り出していないもの
三	試験研究用等 原子炉施設	（一）熱出力が五百キロワット未満の試験研究用等原子炉に係るもの （二）熱出力が五百キロワット以上の試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号）第四十条及び第五十三条（同規則第六十一条において準用する場合を含む。）に規定する措置を講ずる必要がないものに限る。）に係るもの

別記様式第1（第6条関係）

（表 面）

第 号	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第4項の規定による	
身 分 証 明 書	
職名及び氏名	
写 真	押 出 スタンプ
年 月 日生	年 月 日交付
原子力規制委員会 印	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A6とする。

別記様式第1（第6条関係）	十		
	核原料物質の使用に係る施設	(四)(一)から(三)までに該当しないもの	
		法第五十七条の五第二項の認可を受けたもの	
	八千四百円	を受けようとする場合には、これに(四)に規定する額を加算した額	を受けようとする場合には、これに(四)に規定する額を加算した額
	八千四百円	(四)に規定する額	二千八百円(第三条第一項ただし書に規定する検査を受けようとする場合には、これに(四)に規定する額を加算した額)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第61条の2の2 （略）

2 （略）

3 原子力規制検査に当たっては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
- 三 関係者に対する質問
- 四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

4 前項第1号の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 二十五の二 第61条の2の2第3項の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 二 第78条第1号、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第6号、第6号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3、第13号の4、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第25号の2（試験研究炉等設置者、使用者及び核原料物質を使用する者に係る部分を除く。）、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 1億円以下の罰金刑

- 三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条の4、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

別記様式第2（第6条関係）

（表 面）

第 号	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第5項の規定による	
身 分 証 明 書	
職名及び氏名	
写 真	押 出 スタンプ
年 月 日生	年 月 日交付
原子力規制委員会	印

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A6とする。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

- 第68条** 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に依じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定）の施行に必要な限度において、当該職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を取去させることができる。
- 2 原子力規制委員会は、前項の規定による立入検査のほか、第3条第1項、第6条第1項、第13条第1項、第16条第1項、第16条の2第1項及び第2項、第23条第1項、第23条の2第1項、第26条第1項、第26条の2第1項、第27条第1項及び第2項、第43条の3の5第1項、第43条の3の8第1項及び第4項、第43条の3の9第1項及び第2項、第43条の3の10第1項、第43条の3の30第1項及び第3項、第43条の3の31第1項、第43条の3の32第2項、第43条の4第1項、第43条の7第1項、第43条の8第1項及び第2項、第43条の26の2第1項及び第3項、第43条の26の3第1項、第44条第1項、第44条の4第1項、第45条第1項及び第2項、第51条の2第1項、第51条の5第1項、第51条の7第1項及び第2項、第52条第1項、第55条第1項、第59条第3項並びに第61条の2の2第1項の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、原子力施設の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を取去させることができる。
- 4 （略）
- 5 前各項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 6 第1項から第4項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 7～14 （略）
- 第78条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第80条** 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。
- 十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第2項から第4項まで又は第7項の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第81条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
- 二 第78条第1号、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第6号、第6号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3、第13号の4、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第25号の2（試験研究炉等設置者、使用者及び核原料物質を使用する者に係る部分を除く。）、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 1億円以下の罰金刑
- 三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条の4、第79条又は第80条 各本条の罰金刑